

## 岩美町行政サービス等一覧

令和6年6月1日時点

**(注意事項)**

- ・各サービス等を利用するためには届出受理証明書又は携帯用カードの提示等のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービス利用においては、届出受理証明書又は携帯用カードの提示が不要な場合や「とっとり安心ファミリーシップ制度」の有無に関わらず対応している場合があります。詳細は、各担当課・局等へお問い合わせください。

No.	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課・局等 (電話番号)	留意事項等
1	住民票の続柄を「縁故者」として表記	受理証明書(携帯カードでも可)を提示		
2	町営住宅の入居申込	受理証明書(携帯カードでも可)を提示		
3	住民票の写しの請求	不要	住民生活課 ☎0857-73-1415	別世帯の場合は委任状が必要
4	埋火葬の許可申請	不要		住民票同一世帯のパートナーは申請可能
5	国民健康保険制度に関する手続き	不要		住民票同一世帯であれば委任状の省略ができます。
6	後期高齢者医療制度に関する手続き	不要		住民票同一世帯であれば委任状の省略ができます。
7	税の申告相談	不要		別世帯の場合は委任状が必要
8	身体障がいの方などに対する軽自動車税の減免	不要		障がいのある方の日常生活のために同一生計にある方が運転される場合は、生計同一証明書の提出が必要です。 (同一世帯の場合は証明書は不要です。) また、障がいのある方のために常時介護をする方が運転される場合は、常時介護証明書の提出が必要です。(同一世帯員の場合は証明書は不要です。)
9	所得や課税に関する証明の交付申請	不要	税務課 ☎0857-73-1413	別世帯の場合は委任状が必要
10	納税に関する証明の交付申請	不要		別世帯の場合は委任状が必要
11	固定資産税課税台帳閲覧 評価証明書等の交付申請	不要		別世帯の場合は委任状が必要
12	資産に関する証明の交付申請書	不要		別世帯の場合は委任状が必要
13	保育料算定、保育施設入所の際の世帯認定	不要	子ども未来課 ☎0857-73-1424	
14	児童クラブの利用申請、送迎等	不要		
15	就学援助費の申請	不要	教育委員会事務局 ☎0857-73-1301	同一生計者の所得で審査
16	特別支援教育就学奨励	不要		同一生計者の所得で審査
17	犯罪被害者遺族給付金申請	証明書の写しを提出		
18	家族介護用品購入費の助成	証明書の写しを提出	健康福祉課 ☎0857-73-1322	
19	高齢者日常生活用具購入費の助成	受理証明書(携帯カードでも可)を提示		住民票同一世帯であれば証明書の提示は不要

No.	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課 (電話番号)	留意事項等
20	高齢者居住環境整備費の助成	受理証明書(携帯カードでも可)を提示		住民票同一世帯であれば証明書の提示は不要
21	緊急通報装置	受理証明書(携帯カードでも可)を提示		住民票同一世帯であれば証明書の提示は不要
22	要介護・要支援認定の申請	受理証明書(携帯カードでも可)を提示		住民票同一世帯であれば証明書の提示は不要
23	高齢者移送サービス	受理証明書(携帯カードでも可)を提示		住民票同一世帯であれば証明書の提示は不要
24	認知症高齢者等見守り登録事業	受理証明書(携帯カードでも可)を提示	健康福祉課 ☎0857-73-1322	住民票同一世帯であれば証明書の提示は不要
25	GPS機器導入補助金	受理証明書(携帯カードでも可)を提示		住民票同一世帯であれば証明書の提示は不要
26	障がい者(児)日常生活用具給付事業	受理証明書(携帯カードでも可)を提示		住民票同一世帯であれば証明書の提示は不要
27	障がい者住宅改造費補助	受理証明書(携帯カードでも可)を提示		住民票同一世帯であれば証明書の提示は不要
28	補装具費支給事業	不要		委任状の提出が必要
29	生活困窮者自立支援事業	受理証明書(携帯カードでも可)を提示		住民票同一世帯であれば証明書の提示は不要
30	生活保護	受理証明書(携帯カードでも可)を提示	福祉事務所 ☎0857-73-1333	住民票同一世帯であれば証明書の提示は不要
31	上下水道使用料の減免	不要	建設水道課 ☎0857-73-1567	
32	移住支援金の交付申請	不要	企画財政課 ☎0857-73-1412	住民票同一世帯のパートナーは申請可能
33	個人情報開示請求	不要	総務課 ☎0857-73-1411	